

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1249号)

平成26年3月14日

横情審答申第1249号

平成26年3月14日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成25年10月18日資業第2617号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市資源集団回収 実施（登録）団体奨励金 支払通知書（平成20年
度～平成25年度送付分）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮
問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市資源集団回収 実施（登録）団体奨励金 支払通知書（平成20年度～平成25年度送付分）」を一部開示とした決定のうち、送付先住所を非開示とした決定は妥当であるが、氏名を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市資源集団回収 実施（登録）団体奨励金 支払通知書（平成20年度～平成25年度送付分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年8月26日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件申立文書のうち、氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないことから非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 団体名及び団体代表者として登録されているとしても、当該団体の代表に承認されていなかったのではない。何の説明もなく、勝手に登録をして、奨励金を使用しているものであり、本件処分はおかしい。

5 審査会の判断

- (1) 地域団体への資源集団回収奨励金の交付に係る事務について

横浜市では、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理並びに地域の清潔の保持を推進することにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上

を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的として、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）を定めている。同条例第2条第2項第5号に定める資源集団回収登録団体と回収業者が契約を締結して実施する資源集団回収の登録に関する手続及び奨励金の交付については、横浜市資源集団回収要綱（平成25年4月1日資業第5452号。平成25年3月31日以前は、横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付要綱（平成元年6月29日環業第一第36号）及び横浜市資源集団回収回収業者奨励金交付要綱（平成6年4月12日環減第8号）。以下「要綱」という。）に必要な事項を定めている。実施機関では要綱に基づき、横浜市内の家庭から排出される資源物である紙類、布類、金属類及びびん類の集団回収を行う自治会、町内会、子ども会、老人クラブ、PTA、その他の地域団体にはその回収量に応じて、また、回収業者には品目及び回収量に応じて、奨励金を交付している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成20年5月から平成25年7月までの間に、資源集団回収を実施している特定団体（以下「本件団体」という。）の代表者あてに送付した資源集団回収登録団体奨励金支払通知書（平成25年3月5日申請受付分までは、資源集団回収実施団体奨励金支払通知書）である。本件申立文書は、実施機関が本件団体と回収業者の双方から提出された回収伝票に基づき内容の審査を行った上で、奨励金の交付を決定するとともに送付されるものである。実施機関は、本件申立文書のうち送付先住所及び氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。もつとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、送付先住所及び氏名は、本件団体の代表者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

ウ 次に、本号ただし書アの該当性について検討する。

実施機関が個人の氏名であるとして非開示とした部分は、実施機関が横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年2月横浜市規則第5号）第2条の2に定める登録の申請を受理し、資源集団回収登録団体として登録を行った本件団体の代表者の氏名である。また、本件団体の実態について確認するため、要綱に定める資源集団回収の実施要件を踏まえて本件申立文書を見分したところ、集合住宅から排出される資源物の回収が定期的、継続的に行われていることが認められた。

そうすると、本件団体は当該集合住宅において資源集団回収を行うことを目的として、当該集合住宅の住民で構成された任意団体であると解され、本件団体の代表者は、本件団体を代表する権限を持つ者であり、本件団体に代わりその意思表示を行う者であると認められる。

エ 法人その他の団体の代表者の氏名は、代表者が当該団体に代わりその意思表示を行うものであるため、当該団体の名称とともに対外的に公にすることが予定されているものであると考えることができる。

このことは、これまで横浜市における情報公開に係る取扱いにおいても、法人その他の団体の代表者の氏名は、当該法人等が法人格を持っているか、いないかにかかわらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとして開示してきており、当審査会としても是認してきたものである。

オ 本件において実施機関は、本件団体の代表者の氏名が本号ただし書アに該当しない理由について、特段の説明をしていない。よって、当審査会は、本件団体の代表者の氏名は、本号ただし書アに該当しないという実施機関の主張を認めることはできず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、本号ただし書アに該当するとして開示すべきであると判断した。

カ なお、送付先住所は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち、送付先住所を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、代表者の氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年10月18日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成25年11月21日 (第165回第三部会) 平成25年11月22日 (第245回第二部会) 平成25年11月28日 (第239回第一部会)	・諮問の報告
平成25年12月6日 (第246回第二部会)	・審議
平成26年1月10日 (第247回第二部会)	・審議
平成26年1月24日 (第248回第二部会)	・審議
平成26年2月14日 (第249回第二部会)	・審議